

セゾンプリペイドカード(資金移動型) お申込およびご利用についての重要事項

第1条 (銀行等が行う為替取引ではないことの説明)

- 1.株式会社クレディセゾン (以下「当社」といいます。) が発行するセゾンプリペイドカード(資金移動型) (以下「本カード」といいます。) は、銀行等が行う為替取引のための商品ではありません。
- 2.本カードは、預金もしくは貯金又は定期積金等 (銀行法第2条第4項に規定する定期積金等をいう。) を受け入れるものではありません。
- 3.本カードは、預金保険法 (昭和46年法律第34号) 第53条又は農水産業協同組合貯金保険法 (昭和48年法律第53号) 第55条に規定する保険金の支払の対象とはなりません。
- 4.本カードの利用者 (以下「利用者」といいます。) の保護のための制度として、資金決済に関する法律 (平成21年法律第59号) に基づき定められた履行保証金制度が設けられています。当社は、本カードの発行にあたり、以下に定める相手方と、履行保証金を保全するための履行保証金保全契約を締結しています。

(相手方の商号)

株式会社みずほ銀行

- 5.利用者は、資金決済に関する法律に定める権利の実行の手続において、カード残高分の金額につき履行保証金から還付を受ける権利を有します。この権利は、利用者が本カードに入金をした時に発生し、利用者がATM機からカード残高を引き出した時、日本国内及び海外の店舗で取引代金の決済に利用し当社が当該店舗に対する支払いを完了した時、利用者間送金により送金した時、又は本カードの残高を払い戻した時に消滅します。

第2条 (その他本カードの重要事項)

- 1.本カードの利用にあたっては、本重要事項とあわせて「セゾンプリペイドカード規約 (資金移動型)」をご覧ください。
- 2.本カードは預金の目的のために使用できないものとします。
- 3.本カードにより利用可能な金額 (カード残高) の上限は100万円までとします。なお、当社は、利用者が本カードに入金可能な金額、ATM機からの引き出し可能金額、日本国内及び海外の店舗でのご利用可能金額又は利用者間送金金額について、別途限度額を設定する場合があります。
- 4.利用者が本カードに入金された金額を利用できるまで、最大で24時間を要する場合があります。
- 5.本カードの利用にあたって利用者が負担する手数料 (次項及び第8項に規定する当社所定の手数料を含みます。) は、助太刀アプリ内の「助太刀カードについて」又は当社ホームページをご覧ください。
- 6.利用者が本カードを日本国以外の通貨により利用する際のご利用金額には、VISA又は銀

聯が取引実施日に決定した為替レートが適用され、当社所定の手数料が課されます。

7.本カードの契約期間は、当社が本カードを発行した時点から、利用者の本カードに付された有効期限までとします。

8.契約期間中に本カード残高の払戻しを希望する場合、利用者は当社所定の手続を行うことで、カード残高の払戻しをすることができます。なお、払戻しの手続にあたり、利用者は、当社所定の払戻し手数料を当社に対して支払うものとします。また、カード残高の払戻しの方法は、原則として利用者の日本国内の金融機関口座に対する振込みとします。この際、振込手数料が発生する場合、利用者がこれを負担するものとし、当社はカード残高からこれらの手数料を控除した額を利用者の金融機関口座に振り込みます。

9.契約期間中に本カードの中途解約を希望する場合、セゾンプリペイドカードデスクに連絡する方法、又は「払戻し申請書」に退会の旨記入のうえ、当社まで送付する方法により、本カードの中途解約をすることができます。

10.利用者は、当社所定の金融機関口座へのお振り込みによる方法、当社所定の ATM 機に現金を入金する方法その他の当社所定の方法により、本カードに入金することができます。

11.利用者は、助太刀アプリにアクセスする方法又はセゾンプリペイドカードデスクに連絡する方法により、カード残高を確認することができます。

12.利用者が本カードをご利用いただく際に、暗証番号が必要になる場合があります。暗証番号の変更、その他の詳細については、助太刀アプリにアクセスする方法又はセゾンプリペイドカードデスクに連絡する方法によりご確認ください。

<問合せ>

本規約の内容及び本カードに関するご質問、当社のサービス水準についての苦情等のお問合せ先は、以下のとおりとします。

セゾンプリペイドカードデスク

住所：大阪府大阪市中央区南船場 1-12-11 関西ユビキタス

電話：東京 03-5996-1017 大阪 06-6261-3781

※海外からのお問合せ先は、ご利用のご案内をご確認ください。

<苦情等対応>

当社は、資金決済に関する法律第 51 条の 2 に基づき、本カード又は当社の資金移動業務に関して第三者の仲裁による解決を希望される方に、以下の機関を紹介しております。

〔苦情対応〕

一般社団法人日本資金決済業協会（専用のウェブサイト <https://www.s-kessai.jp>）

電話：03-3556-6261

〔紛争解決〕

東京弁護士会紛争解決センター 電話：03-3581-0031

第一東京弁護士会仲裁センター 電話：03-3595-8588

第二東京弁護士会仲裁センター 電話：03-3581-2249